

令和3年3月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年2月28日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 年 月 日

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

※開店日から令和4年2月末までの日数を記入してください。

開店日から令和4年2月末までの売上高
① 円

①の日数※
日

開店日以降の1日当たり売上高
② 円

※「支給額フローチャート」の①～③にあてはめて確認してください。

②で算出された売上高

× 0.4 =

千円未満切上げ前の支給単価A
円

千円未満切上

1日当たり支給単価A
③ 円

※最大10万円

1日当たり支給単価A
③ 円

※様式1-1に記載の協力日数A

時短協力日数A
日

支給額A
④ 円

②で算出された売上高

× 0.3 =

千円未満切上げ前の支給単価B
円

千円未満切上

1日当たり支給単価B
⑤ 円

※最大7.5万円
※下限2.5万円

※2.5万円を下回る場合は、2.5万円と記入してください。

1日当たり支給単価B
⑤ 円

※様式1-1に記載の協力日数B

時短協力日数B
日

支給額B
⑥ 円

支給額A
④ 円

+

支給額B
⑥ 円

=

支給額合計
円

上記内容で申請します。